

重点事項推進WG 横断的制度分野担当SW 第2回会合  
議事録（環境省ヒアリング）

1. 日時：平成18年3月27日（月）14:15～15:00
2. 場所：永田町合同庁舎1階第4会議室
3. 項目：一定期間経過後の規制の見直し基準の策定  
・浄化槽法
4. 出席： 規制改革・民間開放推進会議  
鈴木主査、原主査、黒川委員、安念専門委員、大橋専門委員、  
山本専門委員  
環境省  
大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課 浄化槽推進室長  
松原 徳和（以下「松原浄化槽推進室長」という）

原主査 どうもお待たせいたしました。

それでは、今日はこちら6人の委員が参加しておりますけれども、45分という時間を予定しておりますので、恐縮ですが最初に質問もそちらにお願いしておりますので、その回答を含めて15分御説明いただいて、その後手続についての質疑になりますので、30分ほど意見交換させていただけたらと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

松原浄化槽推進室長 よろしく願いいたします。

それでは、御説明させていただきたいと思います。お手元に「重点事項推進WG：横断的制度分野担当SW『一定期間経過後の規制の見直し基準』調査表」を御提出させていただいておりますので、それに沿いまして御説明申し上げます。

「1. 法令等の名称・番号」についてでございますが、浄化槽法、昭和58年の法律第43号についてでございます。

「2. 所管府省庁」でございますけれども、私どもの環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室とともに、国土交通省総合政策局の建設業課、同省の住宅局建築指導課も所管している形になってございます。

「4. 定期的見直し条項の有無、その内容」についてでございます。平成18年2月1日に施行されました一部改正法の方におきましては、附則で定期的な見直し条項がございます。見直し年限については、5年ということになってございます。

「定期的見直し条項がある場合 当該期間を設定した理由」についてでございます。こちらの方でございますが、改正法は議員立法であるため詳細がわかりませんので、推測ですけれども、新法の施行の状況を見極めるには5年程度を要すると考えられた

からではないかと、私どもの方としては思っております。

「5. 過去の見直しの経緯」についてでございますけれども、今年2月1日から見直し条項を含みます一部改正法の施行が行われたところでございます。

「見直しを行っていない場合 見直しを行っていない理由、規制を長期間維持することについての考え方」についてでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、見直し条項を含む改正法というのは本年2月1日に施行されたばかりでございますので、現時点では見直しを行ってございません。

大変簡単ですが、以上でございます。

原主査 ありがとうございます。

平成18年2月1日というつい最近のことなのですが、内容的にはどういう見直しをなさったのですか。

松原浄化槽推進室長 幾つかございますけれども、まず1番目といたしましては、浄化槽法の目的の明確化ということでございまして、浄化槽法の目的に公共用水域等の水質の保全といったものを明示するとともに、し尿等という用語がございましたけれども、これをし尿及び雑排水というような用語に改めてございます。

2番目といたしまして、浄化槽からの放流水に関します水質の基準を定めまして、その基準を建築基準法によります構造基準に反映させるようにするというようなことがございます。

3番目といたしまして、水質検査の検査時期の適正化ということでございまして、浄化槽設置後の水質検査の検査時期というものを見直してございます。

4番目でございますけれども、都道府県の監督の強化ということでございまして、浄化槽が廃止された場合等につきましては、その結果を都道府県の方が把握できるような制度を設けるということですか、あるいは検査を受検しない方に対しまして、都道府県が指導監督を行うことができる旨の規定というものを設けてございます。

原主査 ありがとうございます。

まず、基本的なところで大変申し訳ないのですが、浄化槽というのはよく合併浄化槽というものの設置を随分進められたときがありますね。そういうものが主体ということですか。

松原浄化槽推進室長 一応現行の浄化槽法におきましては、浄化槽といった場合は、いわゆる合併処理浄化槽、し尿とし尿以外の雑排水を併せて処理するものを、法律上浄化槽と言っております。

原主査 昭和58年ということは、20年ちょっとぐらい前ですけども、かなりいろいろと問題になったりしていて、それに対処するためにつくられた法律という感じなのですか。

松原浄化槽推進室長 そもそも制定法自体が議員立法ではございますけれども、一応そういったいろいろな問題があったということに対応するために、提案されたと伺

っております。

原主査 もうそのころのことを知っていらっしゃる方が、いらっしゃらないのですね。

松原浄化槽推進室長 提案された議員の方とか、議院法制局の方はかなり替わられているのではないかと思います。

原主査 基本的なところすみません。

いかがでしょうか。

黒川委員 最初の目的の明確化のところでは公共用水域とあるのですが、これは下水道の関係で、もともと下水道という国交省がやっていらっしゃるものだけでは、なかなか環境改善には役に立たないだろうということで、浄化槽についても一定の基準をつくって、ネットワーク型ではなくても、上手に浄化槽を使うことができれば、一定の環境基準を守ることができるということで、当時は下水道という都市型のネットワーク一辺倒だったところに、厚生省型というものもあったんです。厚生省型というのは、どっちかという浄化槽を中心にやられるということと、その当時は農林水産省が集落排水というものを始められていて、今は目的が一緒であったらできるだけ協力してやりましょうということになっているのは最近の話なのです。

しかも、厚生省型はどちらかというところ、環境省の方に移管されたということで、もともとは厚生省の所管で、自治体としては一番補助金が多くて、安上がりで早くできるものの方がよかったから、水洗トイレのような形のものをつくればよかったということで、すべてのものをできるだけラインアップするのだけれども、国交省の方の下水道というのはそうはいかなくて、できるだけ8割ぐらいの国民がネットワーク型の下水道の中に入るべきだという議論だったのです。

ところが、最近環境のことをもう少し丁寧に考えましょうということになると、合併浄化槽だけだと水質がきちんと保全されていない可能性がありますということで、例えば青梅とか奥多摩のエリアなどは、東京都などがバックアップして、合併浄化槽をできることならもう一段水質のいいものに上げていく必要がありますと。それはどういう意味かというところ、都民が飲む水については、一定水準以上の環境にしましょうという環境的配慮からこういう目的の見直しがやられたと。下水道サイドからの話はある程度知っています。

これが共管になっていて、どういう目的で、より一段と高い水準で水質を守らなければいけないということが以前と比べて考えられていて、だから背景に水質の見直しとか、目的の明確化とかというところが、当時政治的な配慮でどうして入れたかなどということは全くわかりません。ただ、確実にここ1、2年、神奈川県とか東京都とか、かなり山村に近いところの部分で浄化槽がベースだったまちづくりのところ、一段ランクを上げるためにということで、目的を強化されているということは明らかです。

原主査 それ为背景にあって、この平成 18 年 2 月 1 日の改正になっているということですね。懇切丁寧な解説をありがとうございました。

鈴木主査 だけれども、要するに定期的見直し条項を含めてというのか、今年 2 月 1 日に法改正をされたのですね。法改正をするときにはそれと同時に見直し規定を入れるという、これは議員立法だけれども、閣議決定があるわけです。だから、そういう意味で手続的、事務的にそういうのがから入れたということなのでしょう。

松原浄化槽推進室長 議院法制局の方ともお話をしたのですけれども、先ほど主査がおっしゃったような、御案内のとおり閣議決定自体は勿論議員立法をどのようなものにするかということは、当然拘束するわけではないと思います。

鈴木主査 閣議決定の影響は、議員立法だから直接にはないとはいうものの、やはりそういう閣議決定もあることだからというので、そんなアナロジーで入ったのか。それとも、これについてはさっき黒川委員が言われたようないろいろな問題を含めて、ニーズがあるからということなのか。あるならば何なのだと。そこら辺はどうなのですか。

松原浄化槽推進室長 推測なのですけれども、やはり数の点からいいますと、議員立法よりも閣議決定、内閣から出された法律案というものがかなり多い中で、そういった法律案の中ではかなりの部分に見直し条項が入っているというような実態を踏まえられて、それとの整合性をお考えになったのではないかなと思っておりますけれども、何分直接その部分の経緯までは確認できる立場にございませんので、あくまでも推測ではそういうことが考えられるのかなと思っております。

大橋専門委員 今の推測でいいのですけれども、ここにお出しいただいたペーパーでは見直しの時期については「新法の施行の状況を見極めるには 5 年程を要すると考えられた」とお書きになっていますね。この根拠は何ですか。新法の施行の状況を見極められるには、5 年ほど要するというをお書きになった根拠というのは何ですか。

松原浄化槽推進室長 そもそもこれは、本来は不明だということでお答えしてもよかったですけれども。

大橋専門委員 だから、これは推測ですね。

松原浄化槽推進室長 はい。

大橋専門委員 逆に言えば、あなたが推測した根拠は何ですかと聞いているわけです。議員のことを聞いているのではないです。

つまり、私の質問の意味がちょっとわかりにくかったと思うけれども、新法の施行の状況がある程度はつきりわかるには 5 年とっているわけだけれども、はつきりわかるというのは何がわかるのですか。つまり、ある程度新法で予定された制度の改正だとか、あるいはここでいえば浄化槽法の建築基準法上への取り込みが、大体 5 年経ったら普及しますとかというから 5 年とおっしゃっているのですか。その根拠を聞

いているのです。

松原浄化槽推進室長 個別にわからないというのがあれなのですけれども、通常この種の。

大橋専門委員 議員さんの考え方を聞いているのではなくて、こう書いて来ているのだから、あなたが推測したわけだ。その推測の根拠を聞いているわけです。

松原浄化槽推進室長 それだったら書かない方がよかったのかもしれませんがけれども、私どもの方としては、議員さんがつくられたものですがけれども、5年というものについては、例えば浄化槽法と比較的よく似ている廃棄物の処理の法律などでも、見直し期限が5年となっていますし、あるいは建築基準法などでも5年となっているので、そういう点から相場観としては。

大橋専門委員 何と何ですか。建築基準法ですか。

松原浄化槽推進室長 建築基準法と廃棄物の処理及び清掃に関する法律にも見直しの規定というのがございますけれども、そういった比較的隣接した分野の法律でも5年ぐらいということになっておりますので、あながち不自然ではないかなと思います。

大橋専門委員 建築基準法で5年としているのは、建築基準法の制度全般についてですか。

松原浄化槽推進室長 すみません。直接関係はございませんけれども、法律の改正の規定で5年ぐらいというのを置いているので、よく似たような法律で5年と置かれているので、そういったことも考えられたのかなと思いますけれども、ただ、確認する手段はございませんので、推測だと言われればおっしゃるとおりだと思います。

鈴木主査 議員立法だけれども、審議の過程の中で見直し条項を置くことについては、何ら議論もされていないのですか。

原主査 その当時の国会の議事録はないのですか。

松原浄化槽推進室長 これは議員提案で、委員長提案という形になっておりますので、委員会レベルでは審議が行われておりません。

黒川委員 ただ、法律改正をされて、目的や何かがさっき少し変わったとかとなっておりますね。この内容を審議して、文章を変えた人は環境省なのですか。国交省サイドなのですか。

松原浄化槽推進室長 議院法制局さんの方が、いろいろな行政機関ですとか関係の団体ですとか、議員さんは勿論ですがけれども、そういう方の意見も聴いて起草されているのだと思います。

黒川委員 さっきの公共用水域の中に、し尿だけではなくて雑排水も含めまると考えたというのは、それはどう考えても環境省よりは国交省という感じなのです。

あと水質基準というのが大事で、だから水源に近いところの水質を守りましょうという議論は、この2年間の間に下水道の方ではものすごく強く言われたことだったので、だから、その大きな流れの中に乗っていたかなと私は類推できるのだけれども、

ここの大きな流れというのが、こういうふうに5年の見直しの中で、浄化槽法の方にも自動的に組み込まれたということなのかなとかと、環境とか水質とかというところだと、環境省の判断でこのことは重要だということで、文章がつけられたのだと思います。

鈴木主査 そうなのか、それとも単純なアナロジーなのか。

黒川委員 全くわからないですから、単純なアナロジーかもしれませんね。

鈴木主査 建築基準法はそうなおるから、あるいは閣議決定もあるから、別に大した話ではないから入れておけと。こういう程度の話なのか。要するに実際に受け取ってその行政を執行する側が、そんなことがわからないのですか。天から降ってきたみたいな話で受け取るというのは、ちょっとね。

松原浄化槽推進室長 役所としても書くのだったら、やはり類似の法律がどうなっているかということ調べて書きますので、そういう点では同じような考え方を議員の事務局や法制局の方で行われたとしても、別に不思議ではないかなと思います。

安念専門委員 議員立法であり、特に委員長提案だから審議の過程で議員さんたちがどう考えたかをわかるだけの事実としての資料がないという御説明は、事実の経過としてはわかります。

しかし、議員立法であろうが閣法であろうが、法律を誠実に執行する義務は皆さん方行政にあることには何も変わりもないのです。だとすると、これが議員立法であろうが、閣法であろうが、見直し規定がどういう意味を持っているのかということについては、皆さんなりの理解とか見解とかがないということは、そもそも法律を執行するお立場としておかしいではありませんか。

松原浄化槽推進室長 ですから、5年経った後に改正後の法律をどうするかということは、誠意を持って検討させていただこうと思っておりますけれども、5年が何で5年なのかという点については。

安念専門委員 何で5年なのかは、いろんな意味づけがあるでしょうね。

松原浄化槽推進室長 ですから、何で5年なのかというお尋ねを今日は聞かれる場だとお聞きしているので、十分にはわかりませんということをお知らせしたのです。

鈴木主査 なぜ定期的に見直しをしなければいけないのか。

安念専門委員 なぜ見直しをするのか。いかなる観点からの見直しがとりわけ求められているのかについて、法律を執行するお立場の皆さんに、今の段階での御見解、御見地というものがなければおかしいと考えざるを得ません。

松原浄化槽推進室長 ですから、先ほど出ておりましたけれども、例えば放流水の基準などが定められているわけですから、放流水の基準がどれくらい達成されているのかとか、そういったことは見ていかなければならないと思っております。

原主査 全体的に議員立法の方がすごく数が少なく、ですけれども、議員立法、政府提案でできるものとありますけれども、議員立法でできたものというのは、ほか

の法律を見ていても、行政の方はやはり施行するということでは、担い手として責務を負っていらっしゃると思うのですが、遠目に扱っていらっしゃる感じがいつもしているのですけれども、手出しをしないのか、できないとっていらっしゃるのか、その辺はいかがですか。

松原浄化槽推進室長 本来、議員の方で5年とお決めになったものを、例えば5年というのはいかがなものかということを行政府の立場から申し上げるのは、本来の三権分立の在り方からしてということもあって、ややこういうような。

原主査 いつもそうおっしゃるのです。御自分からは言えないとかとって、議員さんの方から言ってきていただかないと、とおっしゃられたりするのですが、私はやはり両方ともに責任があると思っていて、何か宙に浮いているような感じがします。

松原浄化槽推進室長 5年ごとに見直すというのが一見しておかしいということであれば、また御意見があるのかもしれませんけれども、例えば類似の閣法による改正法についても同様の附則が付いていて、それは一見しておかしいとは言えないという話になりますと、そこについて何か私どもの方が御意見を申し上げたりするということは、なかなか考えにくいのかなと思っております。

原主査 だから、5年ごとに見直しをしようという規定が入ったわけですね。そうすると、勿論何らかの理由をもって入ったと思います。そうすると、なぜ5年後の見直しをしようかというふうな意識については、私はやはり施行する側も共有をしておくべきだと考えるということです。それは安念先生の御意見も同じかと思えます。

鈴木主査 それを施行して、実施して監視するのは行政なのだから、その行政がなぜ5年ごとに見直すのか、どういう点を見直すのかということ議員のところに行って聞けばよいのではないですか。それは議員が書いたのだから、変えるのは議員が勝手に変えるでしょうというような、そんな無責任な顔をしていてよいのですか。説明がさっぱりわかりません。

松原浄化槽推進室長 見直し自体は、改正が行われた部分についての施行状況というのは、きっちり見なければいけないなと思っておりますので、私どもも定期的に都道府県の方に施行の状況というものをお尋ねしておりますので、そういったものを参考にしていかなければいけないなと思っております。

安念専門委員 仮に、今次改正の主眼が、浄化槽で十分な水質が確保できるかという点に問題意識があり、したがって、5年の見直しも主としてその点でレビューをするのであるという趣旨だとして話ですけれども、もしそういう前提に立ったとして、5年後に見直すといっても、恐らくお役所の仕事としては5年後から見直しを始めるわけではなくて、既にその前の段階からいろいろ情報の収集等をお始めになると思うんですが、仮にそうだとすると、どのぐらいのタイムスケジュール感になるんですか。どの辺りから情報収集を始めて、どの辺りで部内の体制を整えて、あるいは必要であれば審議会を編成してとか、そういうようなことがあると思うのですが、ざっくりと

した感覚としては、どんなふうなタイムスケジュールになりますか。

鈴木主査 今、言ったような見直しを、要するに行政としてはやる気持ちがあるのかなのか。これは議員立法で上から与えられたものだから、見直し手法は書いてあるけれども、行政は一切自分の発意によって見直しをすることはありませんと。議員が発意されるなら、それは議員が自分でつくった法律ですからと考えているのですか。そのところをはっきりしてください。

松原浄化槽推進室長 基本的に都道府県や市町村が施行されておりますので、都道府県や市町村の方に施行の状況というものを定期的に、大体1年1回ぐらいが目途ですけれども、お聞きしております、その際にも要望みたいなものをお聞きしております。

また、例えば民間の団体の方にも、定期的にお話を伺ったりしています。

あと私どもの方に、今、中央環境審議会という審議会がございますけれども、そういったところで施行についての状況もきっちり見てもらって、時期をとらえて報告するようにと言われておりますので、そういった中で御議論いただいて、必要があれば見直そうと思っております。

ただ、ここで言っているのは、必ずしも法律を改正するという前提ではございませんので、運用面だとかそういったものも含まれるのかなと思っております。それにおきまして、法律ですとやはり余り頻繁に変えるということは国会の方の会期の方もございますので、現実的ではございません。

一方、例えば告示だとかそういったものにつきましては、比較的必要性が認められれば柔軟に改正することもできるかと思っておりますので、それはこういった御意見をいただくかということにもよってくるのかなと思っております。

大橋専門委員 そうすると、今の安念先生の質問に関連して言えば、今の段階、現時点で見直しをするに当たっては、審議会などの公正中立な機関にかんでもらってやるというお気持ちなわけですね。

松原浄化槽推進室長 そういう御意見は、非常に大切な1つだと思います。

鈴木主査 あなたの御説明を聞いておると、いじれるのですか。議員立法なのにいじれるのですか。中央環境審議会で浄化槽はこういうふうに変えましょうといったけれども、この法律を改正することができると思っておりますのですか。できないと思っておりますのですか。

松原浄化槽推進室長 改正案を提出することは、特段の支障はないと思っております。ただ、実質的にどうかといいますと、こういった趣旨の改正を行うかにもよろうかと思っております。明らかに議院の方の意向と異なるようなものは、内閣の方から出すのはどうかという御意見もありますし、あるいは例えば技術的なほかの法律で類似の改正があったので、その整合性を図るために改正をするというようなものと、内閣提出にもなじむのかなと思っておりますので、改正の内容によるのではないかと

っています。

大橋専門委員 浄化槽法そのものは、議員立法ですか。

松原浄化槽推進室長 制定時は議員立法でございます。

黒川委員 法全体を見ているのは国のサイドなのだけれども、結局下水道とか浄化槽の衛生基準の話というのは、市町村とか、広域の場合都道府県ということになりますね。そういうものが、つまり現場のところでどういうふうにパフォーマンスがされているかということをチェックする。結果的にはその内容を照らしながら、今の法律の規定のままでうまく機能しているかどうかということを見なければいけないという世界ですね。

これはほかのケースでもこういう感じなのだけれども、国はものすごくガイドラインを出しているけれども、そのガイドラインは合っているのかなということが心配で、現実にその法律の体系の中で、自治体の中ではうまくいっているかどうかということを見直す。それが法の目的が通っているかどうかということを見るプロセスだと考えるわけです。

そうすると、つまり国と地方の関係というのですか、法律の関係というのですか、この法律の関係というのと、この感覚でいうと見直すたびに何か強化されそうな感じなのだけれども、さっきのものでいうと、思ったより公共水域の水質がよくなっていないということがあると、どちらかというところ保守点検の期日を頻繁にしたりとか、認定の仕方とか、さっきのお話だと水質基準ももうちょっと高まるし、検査時期も見直されるし、都道府県の監督を強化しますという話に今回の場合なっていて、それがうまくいかなかったら、もうちょっと強化ということになると、何か見直すたびに環境問題についていうと、うまくいっていたらこれ以下にするということもあるのかもしれないのですか。よくわからないのですけれども。

松原浄化槽推進室長 あり得ますし、今回の改正の中にも検査時期の見直しというのは、1つには検査時期をごく一定の期間に法律上縛っていたのですけれども、それがなかなか期間内で地域では十分に対応できないということで、ある程度幅の広い期間を設定させていただいたということもございますので、それは実情によりけりです。

黒川委員 ということは、地域の人が本当に運用するのに、しやすい法律に見直したということですか。

松原浄化槽推進室長 そうです。そこの部分は、規制を厳しくしたと受け取られる部分もありますし、緩めたという部分も入ってございます。

鈴木主査 この法律は、昭和58年につくったときから議員立法ですか。

松原浄化槽推進室長 そうです。

鈴木主査 今回の見直しも議員の方から発案があって、議論されたのですね。

松原浄化槽推進室長 そうです。

鈴木主査 そういう場合というのは、環境省の方には何にも相談はないのですか。

松原浄化槽推進室長 相談はございます。私どもだけではないと思いますけれども、国土交通省ですとか、あるいは業界ですとか、あるいは検査機関の方ですとか、そういった方々に対しての御意見を伺うということもあると思います。そこはどこまで声をかけられているかはあれですけども。

大橋専門委員 58年に法律ができてから、既に相当の期間が経っていますけれども、今回の議員立法で5年後の見直しが附則4条で付いたわけですけども、58年以降、例えば5年後にそちらの方で法律に根拠をなくして、自ら見直しをしたというような経緯はないのでございましょうか。

松原浄化槽推進室長 一度横並びでちょっと技術的な改正をやった部分については、閣法で1回やったことがございます。あと残りの制定時と残りの改正の2回は、12年にも改正を行っていますが、12年も議員立法で改正をやってございます。

大橋専門委員 いわゆる体系的な大規模な見直し自体は、議員立法として58年にできた以降されていないということですね。

松原浄化槽推進室長 あと平成12年の改正は、それと並ぶぐらいの改正だったかもしれません。

大橋専門委員 それも議員立法なのですね。

松原浄化槽推進室長 それも議員立法です。

大橋専門委員 あなた方の見直しに基づいて行われたものではなくて、議員の自発的なものでやったのですね。

松原浄化槽推進室長 そうです。

鈴木主査 これは何を議論し始めてしまったのですかね。議員立法の問題を議論してしまって、おかしくなりましたね。

原主査 議員立法の見直しの仕方ですね。

安念専門委員 ただ、理屈ではないのだけれども、確かに、当初の法律が議員立法ならば、あとの実体的な改正も議員立法でやるというのは、この村のお作法という何となくの雰囲気はありますね。だから、議員立法についたところの見直し規定というのは、どういう意味を持つのかというのは、今後当ワーキングで深めなければならない論点だということがわかったということではないですか。

鈴木主査 多少のサプライズをもってですね。

安念専門委員 そうですね。我々素人にはそうですね。

原主査 どうぞ。

事務局 この下に政省令がやはり定められているかと思うのですけれども、その政省令の見直しとか、その辺はどういうふうにこれまで行われていたのかということをお教えいただければと思います。

松原浄化槽推進室長 手元にある限りでは、特に改正は。

安念専門委員 法律の改正はあったのに、政令の改正はないのですか。

原主査 でも、今年2月のものでは。

安念専門委員 このたび施行の法律に伴う政令改正がないということですか。

原主査 ありますか。

松原浄化槽推進室長 どちらのものですか。

原主査 両方とも聞きたいということです。昭和58年に制定をしたとき以降、政省令の改正があったかどうかということです。

松原浄化槽推進室長 政令は一度改正が行われています。

鈴木主査 これに関連して、通知・通達のたぐいはどうなのですか。

安念専門委員 事務局の方で技術的な問題については、後で教えていただくことにしていただけないでしょうか。

原主査 いいですね。

では、予定した時間より5分ぐらい早いですけれども、状況としては議員立法というところで、また興味深い視点だったと思いますので、今日はお時間をとっていただきまして、ありがとうございました。

また、少し補足の質問を後から出させていただくと思いますので、よろしく願いいたします。